

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1
○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	2
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………（保健福祉部総務課）	5
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条 例等の一部を改正する条例……………（子ども政策企画課）	6
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部 を改正する条例……………（子ども政策企画課）	7
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ……………（教育庁教職員事務課）	8
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ……………（警察本部警務課）	8

条 例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和8年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第31号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部
を次のように改正する。

目次中「第12条の8」を「第12条の9」に改める。
第3条に次の1号を加える。

(13) 危険鳥獣捕獲等作業手当

第12条の6第2項中「、1,080円」を「、1,440円」に改め、同項第1号ア中
「710円」を「950円」に改め、同号イ並びに同項第2号及び第3号中「1,080
円」を「1,440円」に改める。

第2章中第12条の8の次に次の1条を加える。

（危険鳥獣捕獲等作業手当）

第12条の9 危険鳥獣捕獲等作業手当は、職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理
並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）
の捕獲その他職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるものとして人事委
員会規則で定める作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき2万円を超えない範囲内に
おいて人事委員会規則で定める額とする。

第29条の3第2項中「住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の額の合計額と
し、同項」を「在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及
び在外単身赴任手当の額の合計額（同行子女手当の額に相当する額が支給される
場合にあっては給与条例第9条の規定により当該職員に支給される扶養手当（同
法第6条第5項に規定する同行子女に係る部分に限る。）の額を当該合計額から
減じ、前項」に、「とする」を「）とする」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道職員の特
殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条の6及び第
29条の3の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（災害応急作業等手当及び海外事務所勤務手当の内払）

2 この条例による改正前の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基
づいて、令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支
払われた災害応急作業等手当及び海外事務所勤務手当は、改正後の条例の規定
によるこれらの手当の内払とみなす。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

3 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次の
ように改正する。

第20条の4第2項中「から」の次に「第10条の4まで、第10条の5（第1項第1号及び第2項第1号に係る部分に限る。）、第11条から」を加える。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第20条の4第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第32号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第2項中「（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6,000円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第28条の6中「第2項」を「第3項」に改める。

第44条の2の2第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に改める。

第44条の7第1項中「住宅（）」の次に「法第73条の14第1項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加え、同条第10項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に改める。

附則第5条第1項中「附則第12条の2の3」を「附則第12条の2の4、附則第12条の2の6」に改める。

附則第5条の4第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年」を「平成21年から令和12年」に改め、同項第1号中「第5項まで若しくは第10項から第21項まで」を「第18項まで」に改め、「（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金

額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

附則第5条の5中「又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第12条の2の6第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるとき」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6,000円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第5条の5第5号中「又は」を「、附則第12条の2の6第1項又は」に改める。

附則第5条の6中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の道民税についての第26条の3及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第26条の3第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

附則第6条の4中「令和20年度」を「令和30年度」に、「前条第2項」を「前

条」に、「同項」を「同条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の道民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

附則第7条の2の6中「第25条に規定する認定事業」の次に「（その事業区域の全部又は一部が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあっては、政令で定める要件を満たすものに限る。）」を加え、「令和5年4月1日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日」に改め、同条ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改める。

附則第9条の4の4第1項中「附則第12条の2の3及び附則第12条の2の4第1項」を「附則第12条の2の4及び附則第12条の2の5第1項」に、「附則第12条の2の3第3項及び附則第12条の2の4第1項」を「附則第12条の2の4第3項及び附則第12条の2の5第1項」に改め、同条を附則第9条の4の5とし、附則第9条の4の3の次に次の1条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る道民税の課税の特例）

第9条の4の4 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項及び附則第12条の2の3第1項において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び附則第12条の2の3第1項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第4項第1号に規定する基準年（附則第12条の2の3第1項において「基準年」という。）の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第12条の2の3第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第9条の8第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当

等に係る配当所得の金額に対し、道民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条第1項第6号及び第37条の12の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

附則第10条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（令和3年法律第31号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第12条の2の4を附則第12条の2の5とし、附則第12条の2の3を附則第12条の2の4とし、附則第12条の2の2の次に次の1条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る道民税の課税の特例）

第12条の2の3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14第8項の規定の適用があったときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第37条の14に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、道民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条第1項第7号、第37条の17及び第37条の18第1項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この号及び第37条の17において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第

5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第37条の17及び第37条の18第1項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第37条の17中「源泉徴収選択口座（次条第2項において「選択口座」という。）が開設されている同法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、第37条の18第1項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の1月10日（政令第9条の20第1項各号に規定する場合にあっては、同項各号に定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。

附則第12条の3の前に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る道民税の課税の特例）

第12条の2の6 当分の間、道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の2の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2の6第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の2の6第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第27条、第27条の2、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2の6第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の2の6第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の2の6第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の2の6第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

附則第12条の5第1項の表附則第1項第1号の項中「第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2」を「第18項まで若しくは第41条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の6、第6条の4及び第10条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 令和10年1月1日

(2) 第44条の2の2及び第44条の7の改正規定並びに附則第7項の規定 令和11年4月1日

(3) 附則第7条の2の6の改正規定及び附則第8項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

(4) 附則第5条第1項の改正規定（附則第12条の2の6に係る部分に限る。）、附則第5条の5の改正規定（「又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第12条の2の6第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同条第5号に係る部分に限る。）及び附則第12条の3の前に1条を加える改正規定並びに附則第4項及び第6項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3第2項及び附則第5条の5第1項ただし書の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和9年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5条の4第1項の規定は、道民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用

家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

4 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の北海道税条例附則第5条の5第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第6項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条の2第4項の規定は、道民税の所得割の納税義務者が附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第10条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

6 新条例附則第12条の2の6の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の道民税について適用する。

7 新条例第44条の7第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8 新条例附則第7条の2の6の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第33号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「稚内市 芦別市」を「稚内市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の6の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の規定により芦別市長がした指示その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例の規定により芦別市長に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同条例の適用については、知事のした指示その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第34号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

（北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第1条 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

第5条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定により置かなければならない保育士については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることがで

きる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第12条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第13条第3項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項に定める職員については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「の規定」を「の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）」に改め、「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第3項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に、「いう」を「いう。以下同じ」に、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「の規定」を「の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 子どもの教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育

の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。附則に次の1項を加える。

- 5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第13条第1項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第13条第1項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、改正後の条例第12条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第35号

北海道児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「及び第3項」を「から第4項までの規定」に改める。

第47条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（規則で定める者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「いう」を「いう。以下同じ」に、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「第47条第2項の規定は、適用しない」を「（以下「改正後の条例」という。）第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない」に、「第47条第2項の規定は、この条例の施行の日」を「（以下「改正前の条例」という。）第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第47条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第47条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第36号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第15条の2の規定に基づいて、令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に学校職員に支払われた災害時教育支援業務等手当は、改正後の条例第15条の2の規定による災害時教育支援業務等手当の内払とみなす。

北海道地方警察職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第37号

北海道地方警察職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(15) 危険鳥獣捕獲等作業手当

第6条第2項第1号中「960円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に改め、同項第2号中「960円」を「1,120円」に改め、同項第3号中「1,920円」を「2,240円」に改める。

第7条の9の次に次の1条を加える。

（危険鳥獣捕獲等作業手当）

第7条の10 危険鳥獣捕獲等作業手当は、職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲その他職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるものとして人事委員会規則で定める作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その従事した日1日につき5,200円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道地方警察職員等の特殊勤務手当に関する条例第6条の規定に基づいて、令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた救難作業手当は、改正後の条例第6条の規定による救難作業手当の内払とみなす。